

全国地方独立行政法人病院協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、全国地方独立行政法人病院協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地方独立行政法人（以下「法人」という。）の病院として、住民から信頼される病院機能を果たすため、会員相互の交流を行い、医療環境の変化に柔軟に対応できる業務運営の効率化と医療サービスの向上を図ることを目的とする。

第2章 会員

(会員)

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 地方独立行政法人法第21条第3号チ（病院事業）に基づく法人の理事長で本会の目的に賛同して加入したもの
- (2) 前号の法人に属する病院長で、本会の目的に賛同して加入したもの
- (3) (1)の法人化を予定している法人の理事長予定者又は病院長予定者で、本会の目的に賛同して加入を希望するもの
- (4) その他、会員の推薦があり、幹事会において承認されたもの

(入会及び会員資格の継承)

第4条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に記名押印の上、会長に提出するものとする。

- 2 会員が理事長又は病院長職を退いたときは、後任の者が会員資格を引き継ぐものとする。

(退会)

第5条 本会を退会しようとする会員は、その旨を会長に届け出るものとする。

第3章 役員

(役員及び事務局)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名

- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 4名
- (4) 監事 2名

- 2 会長、副会長及び監事は第3条第1号及び第2号に規定する会員のうちから総会において選任する。ただし、任期中に会長が退任する場合は、副会長のうちから、会長が後任者を指名する。
- 3 名誉会長は、本会の会長として3期以上努め、この会の発展に顕著な功績があった者として幹事会が推挙した場合、会長が委嘱する。
- 4 本会の事務局は、会長の属する法人内に置く。

(職務)

第7条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- 3 会長及び副会長で幹事会を構成し、本会の運営に当たる。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 名誉会長は、会長の求めに応じて総会・幹事会に出席し、意見を述べるができる。また、第2条の目的を達成するうえで必要な助言を行う。

(任期)

- 第8条 役員の任期は2年とし、選任された年の翌々年の定例総会の終了の時までとする。
- ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期とする。
- 2 役員は、再任されることができる。

第4章 会議

(会議の開催)

- 第9条 本会は、第2条に規定する目的を達成するため、年1回定例総会及び幹事会を開催する。
- 2 会長が必要と認めた場合は、臨時に総会及び幹事会を開催することができる。

(総会の運営)

- 第10条 総会は、会員をもって構成する。ただし、総会に出席できない会員は、会員の属する法人の職員に代理させることができる。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 総会において、次々年度の定例総会を担当する当番世話人を指名する。

(総会の議決)

第11条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
 - (2) 事業計画及び収支予算、並びにその変更
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員を選任又は解任
 - (5) その他会の運営に関する変更事項
- 2 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
 - 3 総会の議決は出席した病院の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。ただし、第3条第3号、第4号会員は議決権を行使できない。

(幹事会の運営)

第12条 幹事会は、会長及び副会長をもって構成する。

- 2 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 幹事会は本会の運営を行う。

(活動部会の運営助成)

第13条 第2条に規定する事業を推進するため、会員の調査活動等に対し 予算の範囲内で助成を行うことができる。

(当番世話人の事務)

第14条 当番世話人は、幹事会の了承の下、次に掲げる事務を行う。

- (1) 開催日時及び会場の決定
- (2) 次第の決定
- (3) 議題のとりまとめ
- (4) 開催中の庶務
- (5) 終了後の事務局への会計報告

(会議に要する経費)

第15条 当番世話人は、定例総会運営に要する経費を

見積もり、定例総会開催の2ヶ月前までに事務局へ当該金額の報告を行う。

- 2 事務局は、前項の規定により報告を受けた金額を定例総会の開催前に当番世話人に

納付する。

3 当番世話人は、定例総会終了後すみやかに支出証拠書類を付して事務局に対し報告する。

第5章 会計

(会費)

第15条 会員は、別表で定める会費を事務局に納入しなければならない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(会計報告)

第17条 事務局は、定例総会において収支予算及び監事の監査を経た収支決算の承認を得なければならない。

第6章 補則

(その他)

第18条 この会則は、総会の決議を経て変更することができる。

2 この会則で定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会の了解を経て別に定める。

附則

この会則は、平成24年11月22日から施行する。

この会則は、平成30年11月1日改正し、施行する。

運用細則 会費について

第15条 別表（会費）

区分	入会金	年会費	備考
第3条 1号会員	¥50,000	¥50,000	
第3条 2号会員	¥50,000	¥50,000	
第3条 3号会員	¥50,000	¥50,000	
第3条 4号会員	¥50,000	¥50,000	

※なお、入会金・会費については第3条の規定にかかわらず、病院を単位として
納めることとする。 (法人のみの場合は法人を単位とする)